

平成25年10月29日
山口県報号外第64号別冊

山口県人事行政の運営等の状況

平成25年10月

山口県

〈 目 次 〉

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況	1
(1) 採用・退職等の状況	1
(2) 退職者の再就職の状況	2
(3) 職員数の状況	3
2 給与等の状況	5
(1) 総括	5
(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況	6
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況	8
(4) 職員の手当の状況	9
(5) 特別職の報酬等の状況	14
(6) 公営企業職員の状況	14
3 勤務時間その他の勤務条件	21
(1) 一般職員の勤務時間	21
(2) 年次有給休暇	21
(3) 特別休暇等	21
(4) 介護休暇	22
(5) 育児休業等	22
4 分限及び懲戒処分の状況	23
(1) 分限処分者数	23
(2) 懲戒処分者数	23
5 サービスの状況	24
(1) 職務に専念する義務の免除	24
(2) 営利企業等への従事許可	24

6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	25
(1)	研修の状況	25
(2)	勤務成績の評定の状況	26
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	27
(1)	保健の状況	27
(2)	福利厚生	27
(3)	公務災害補償	28
8	特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況	29
(1)	知事部局等	29
(2)	教育委員会	30
(3)	警察本部	31

II 山口県人事委員会の業務の状況

1	職員の競争試験及び選考の状況	32
(1)	職員の競争試験の状況	32
(2)	選考の状況	33
2	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 報告及び勧告の状況	35
3	職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する 措置の要求の状況	39
4	職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況	40

I 山口県人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数等の状況

(1) 採用・退職等の状況（平成24年度）

ア 採用

区分	試験					採用選考	計
	大卒程度	短卒程度	高卒程度	保健師 看護師等	警察官		
一般行政職等	54人		17人	1人		22人	94人
医療職				6人		6人	12人
教育職						278人	278人
警察職					117人	20人	137人
技能労務職							
計	54人		17人	7人	117人	326人	521人

(注) 一般行政職等: 下記以外の給料表適用者
 医療職: 医療職給料表適用者
 教育職: 教育職給料表適用者
 警察職: 公安職給料表適用者
 技能労務職: 現業職給料表適用者
 (以下、退職、再任用も区分は同様の区分)

イ 退職

区分	定年退職	勲奨退職	普通退職	その他	計
一般行政職等	134人	30人	25人	3人	192人
医療職	6人	3人	1人		10人
教育職	262人	127人	29人	7人	425人
警察職	66人	13人	56人	4人	139人
技能労務職	11人		4人		15人
計	479人	173人	115人	14人	781人

ウ 再任用

区分	再任用(常勤勤務)		再任用(短時間勤務)	
		更新		更新
一般行政職等	45人	34人	119人	95人
医療職	1人	1人		
教育職	85人	51人	20人	10人
警察職	7人	3人		
技能労務職	8人	7人		
計	146人	96人	139人	105人

(2)退職者の再就職の状況（平成25年度）

平成24年度に退職した課長級以上(管理職手当受給者)の職員の営利企業等への再就職の状況は、以下のとおりです。

再就職状況一覧表（教育委員会・警察除く）

(平成25年8月1日現在)

No.	氏名	退職時役職名	退職年月日	再就職先名称	再就職先役職等	再就職年月日
1	尾崎 裕	宇部県税次長	H25.3.31	山口県児童福祉連絡会議	事務局長	H25.4.1
2	作間 正一	地域振興部理事	H25.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	常務理事	H25.5.22
3	山本 隆士	観光交流局局長	H25.3.31	山口県農業信用基金協会	専務理事	H25.7.30
4	松下 良三	地域振興部審議監	H25.3.31	(株)山口県ソフトウェアセンター	代表取締役専務	H25.6.28
5	藤田 恵一郎	萩県民局次長	H25.3.31	(社福)山口県共同募金会	常務理事兼事務局長	H25.6.13
6	門田 栄司	環境生活部長	H25.3.31	(一財)山口県環境保全事業団	理事長	H25.4.1
7	重政 義貴	環境生活部次長	H25.3.31	山口赤十字病院	事務部長	H25.4.1
8	中村 純	環境政策課長	H25.3.31	(公財)山口県生活衛生営業指導センター	経営指導員	H25.4.1
9	石田 健一	消費センター所長	H25.3.31	山口県立大学学生支援部キャリアサポートセンター	所長	H25.4.1
10	藤井 芳隆	長門健康福祉次長	H25.3.31	山口県国民健康保険団体連合会	調査員	H25.4.1
11	寺中 久則	環境保健次長	H25.3.31	山口県母子寡婦福祉連合会母子寡婦福祉センター	局長	H25.4.1
12	平田 晃一	環境保健保健科学部長	H25.3.31	(一社)やまぐち食の安心・安全研究センター	囑託検査員	H25.4.1
13	長井 太加志	衛生看護学院事務局長	H25.3.31	(一財)山口県施設管理財団	サービス課主任	H25.4.1
14	藤井 修	周南児相所長	H25.3.31	(株)周南調剤	施設管理者	H25.4.1
15	井上 康則	障害者支援企画監	H25.3.31	(社福)山口県社会福祉事業団	このみ園長	H25.4.1
16	原田 靖司	身障センター所長	H25.3.31	山口県巖島会	参事	H25.4.1
17	中村 正昭	大阪事務所所長	H25.3.31	(社福)鼓ヶ浦整肢学園	鼓澄苑長	H25.4.1
18	小泉 良	商工労働部理事	H25.3.31	(地独)山口県産業技術センター	副理事長兼経営管理部長	H25.4.1
19	堀 信雄	農技センター所長	H25.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	理事長	H25.6.6
20	河村 章寛	下関農林所長	H25.3.31	NTCコンサルタンツ(株)	顧問	H25.4.1
21	松田 宏茂	農林水産部審議監	H25.3.31	(株)宇部建設コンサルタント	役員	H25.4.1
22	廣本 好秀	岩国農林農村整備部長	H25.3.31	(株)リクチコンサルタント	技術参事	H25.4.1
23	倉重 幸雄	山口農林次長	H25.3.31	(財)山口県私学振興財団	事務局長	H25.4.1
24	大井 洋一	山口農林農村整備部長	H25.3.31	内外エンジニアリング(株)	山口営業所長	H25.4.1
25	河村 修司	長門農林次長	H25.3.31	建設業退職金共済事業山口県支部	事務局長	H25.4.1
26	吉山 英明	長門農林農業部長	H25.3.31	ヤンマー農機販売(株)中四国カンパニー営業部	山口推進部専任部長	H25.4.1
27	木村 博	水産センター内海研究部長	H25.3.31	(公社)山口県栽培漁業公社	内海生産部長	H25.4.1
28	松塚 栄次	周南土木建築所長	H25.3.31	国際航業(株)山口営業所	技師長	H25.4.1
29	草田 直之	防府土木建築所長	H25.3.31	(株)東京建設コンサルタント中国支社	技師長	H25.4.1
30	村井 匠	防府土木建築次長	H25.3.31	(公財)やまぐち農林振興公社	緑化企画室長	H25.4.1
31	徳永 健一	宇部土木建築次長	H25.3.31	(公社)山口県採石協会	事務局長	H25.4.1
32	武廣 範昭	宇部土木建築次長	H25.3.31	(株)荒谷建設コンサルタント	参与	H25.4.1
33	松本 清治	長門土木建築所長	H25.3.31	(株)美祿建設コンサルタント	技術顧問	H25.4.1
34	福田 隆行	周南港湾所長	H25.3.31	(一財)山口県建設技術センター	技術部長	H25.4.1
35	中澤 利之	錦川総開次長	H25.3.31	(公財)山口県ひとつづくり財団由宇青少年の家	事務長	H25.4.1
36	山藤 賢一郎	きらら公園所長	H25.3.31	山口宇部空港ビルサービス(株)	管理部長	H25.4.1
37	藤本 恒雄	川上ダム所長	H25.3.31	(公社)山口県採石協会	技術部長	H25.4.1
38	川原 健夫	山口宇部空港所長	H25.3.31	(公財)山口県体育協会	事務局長	H25.4.1
39	山本 玄道	建築指導課長	H25.3.31	日本住宅パネル工業協同組合西日本支所	参事	H25.4.1
40	原田 真照	周南工水所長	H25.3.31	高山産業(株)	参与	H25.6.1
41	三好 正祐	厚東川工水所長	H25.3.31	(株)クレアリア山口営業所	技術部長	H25.4.1

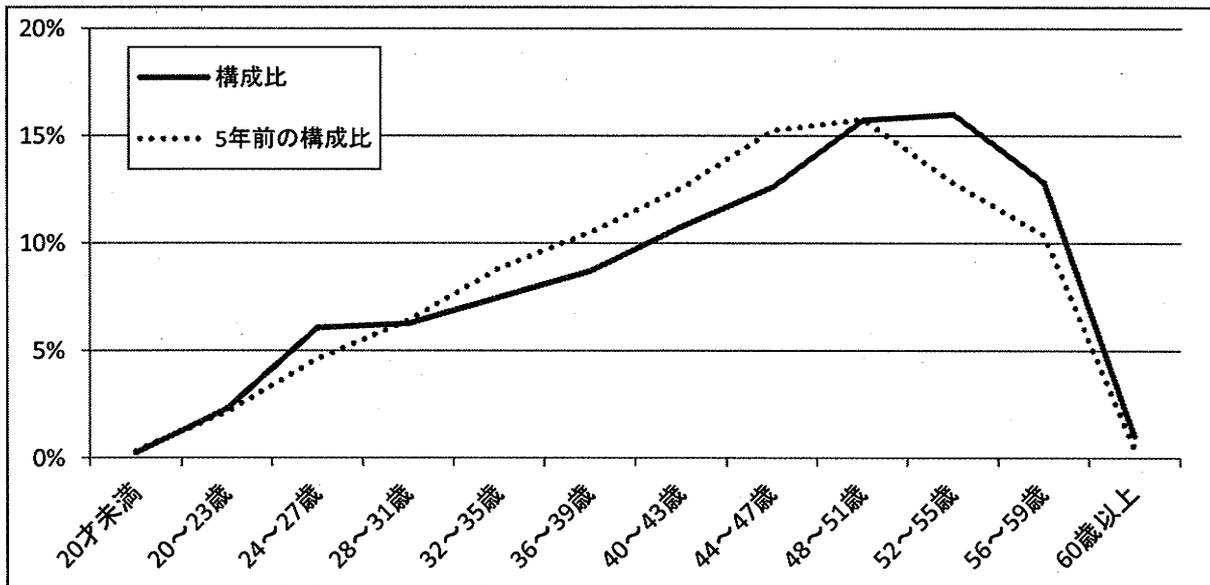
(3) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由（平成25年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成24年度	平成25年度		
一般行政	議会	31人	30人	△1人	欠員による減員
	総務企画	612人	608人	△4人	岩国錦帯橋空港の開港による減員
	税務	231人	234人	3人	欠員補充による増員
	民生	258人	256人	△2人	派遣引揚げによる減員
	衛生	540人	530人	△10人	衛生看護学院の廃止による減員
	労働	78人	78人	0人	
	農林水産	1,042人	1,013人	△29人	全国植樹祭の終了による減員
	商工	137人	137人	0人	
	土木	869人	856人	△13人	宇部小野田湾岸道路建設事務所の廃止による減員
	特別会計	29人	29人	0人	
	小計	3,827人	3,771人	△56人	
特別行政	教育部門	12,013人	11,929人	△84人	児童数及び生徒数の減少による減員
	警察部門	3,476人	3,496人	20人	警察官の定数増及び欠員補充による増員
	小計	15,489人	15,425人	△64人	
公営企業等会計	病院	53人	41人	△12人	派遣引揚げによる減員
	企業局	120人	116人	△4人	業務の見直し及び欠員による減員
	小計	173人	157人	△16人	
合計		19,489人 [21,412人]	19,353人 [21,324人]	△136人 [△88人]	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数であり、休職者、派遣者等を含みます。
 2 []内は、条例定数の合計です。

イ 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	47人	446人	1,173人	1,210人	1,446人	1,683人	2,085人	2,442人	3,044人	3,096人	2,480人	201人	19,353人

ウ 定員適正化計画の数値目標及び進ちょく状況

平成20年度、「新・県政集中改革プラン」において、平成20年4月1日から平成25年4月1日までの定員管理目標を設定した。

(ア) 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成20年4月1日	平成25年4月1日	△ 1,585 人 (7.5%減)
21,204 人	19,619 人	

(イ) 定員適正化計画の年次別進ちょく状況 (実績) の概要

(各年4月1日現在)

部 門 別	区 分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	数値目標
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	(5年目)	
一般職員	増員		75人	116人	231人	142人	164人	
	減員		△ 238人	△ 250人	△ 331人	△ 267人	△ 220人	
	差引		(37.5%) △ 163人	(68.3%) △ 134人	(91.3%) △ 100人	(120.0%) △ 125人	(132.9%) △ 56人	△ 435人
	職員数	4,349人	4,186人	4,052人	3,952人	3,827人	3,771人	3,914人
特別行政	増員		28人	64人	123人	104人	79人	
	減員		△ 225人	△ 302人	△ 153人	△ 214人	△ 143人	
	差引		(41.5%) △ 197人	(91.6%) △ 238人	(97.9%) △ 30人	(121.1%) △ 110人	(134.5%) △ 64人	△ 475人
	職員数	16,064人	15,867人	15,629人	15,599人	15,489人	15,425人	15,589人
公営企業等会計	増員		4人	6人	55人	1人	0人	
	減員		△ 15人	△ 7人	△ 660人	△ 2人	△ 16人	
	差引		(1.6%) △ 11人	(1.8%) △ 1人	(91.4%) △ 605人	(91.6%) △ 1人	(93.9%) △ 16人	△ 675人
	職員数	791人	780人	779人	174人	173人	157人	116人
一般職員	増員		107人	186人	409人	247人	243人	
	減員		△ 478人	△ 559人	△ 1,144人	△ 483人	△ 379人	
	差引		(23.4%) △ 371人	(46.9%) △ 373人	(93.3%) △ 735人	(108.2%) △ 236人	(116.8%) △ 136人	△ 1,585人
	職員数	21,204人	20,833人	20,460人	19,725人	19,489人	19,353人	19,619人

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 (%) 内の数字は、数値目標に対する進ちょく率を示します。

2 給与等の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,422,010	646,514,470	3,531,155	187,172,936	29.0	26.6

イ 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	19,286	87,541,278	15,118,750	31,370,467	134,030,495	6,950

- (注) 1 職員手当には退職手当を含んでいません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

ウ 給与等の減額措置の状況

(ア) 特別職等

対象者	減額の割合	期間
知事	給料月額の25%	平成25年7月1日～平成26年3月31日
副知事、公営企業管理者、教育長、常勤の監査委員等	給料月額15%	平成25年7月1日～平成26年3月31日
議長、副議長、議員	報酬月額6%	平成23年8月1日～平成26年3月31日

(イ) 一般職

a 給料月額の減額措置

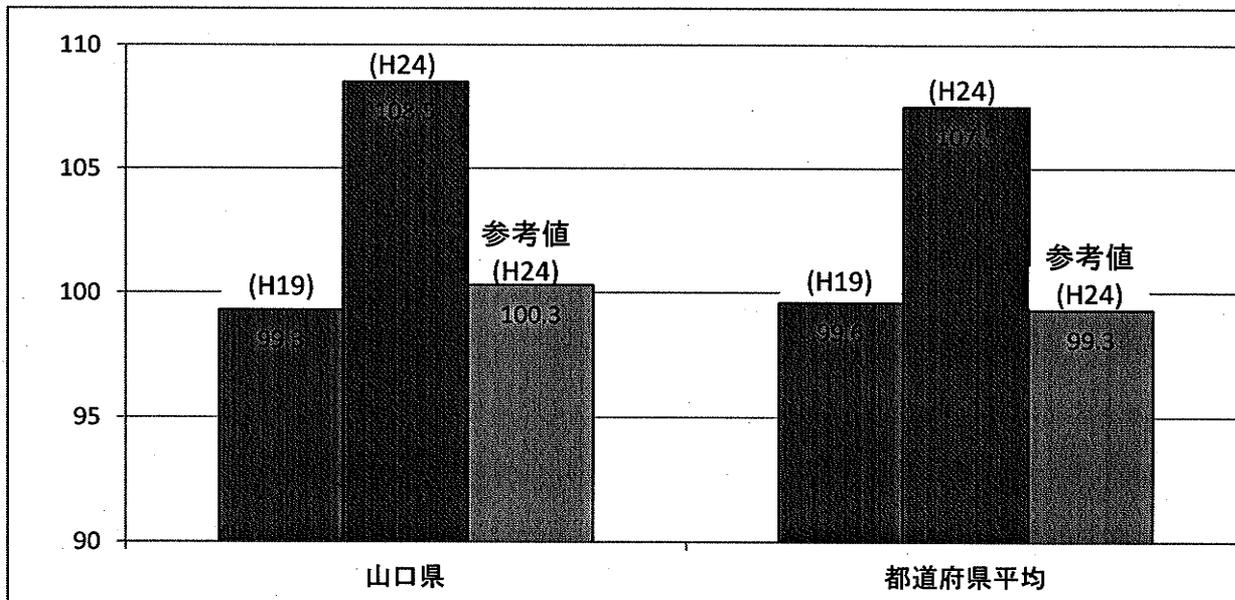
給料表	職務の級	減額の割合	期間
行政職給料表	2級以下	給料月額4.77%	平成25年7月1日～平成26年3月31日
	3級から6級まで	給料月額7.77%	
	7級以上	給料月額9.77%	

(注) その他の給料表適用職員については、行政職給料表に準じた減額措置を実施しています。

b 手当の減額措置

手当の種類	減額の割合	期間
管理職手当	20% (管理職員等) 10% (管理職員等以外)	平成25年7月1日～平成26年3月31日
地域手当	給料月額等と同率	
特勤手当 (準ずる手当を含む)		
へき地手当 (準ずる手当を含む)		

エ ラスパイレス指数の状況（平成24年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年7月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	43.7 歳	316,500 円	389,731 円	340,542 円
国	43.1 歳	307,200 円	—	376,257 円

(イ) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山口県	52.0 歳	96 人	318,300 円	361,012 円	330,253 円	—	—	—	—
うち校務技士等	51.5 歳	45 人	316,700 円	343,860 円	328,300 円	用務員	53.5 歳	206.6 千円	1.66
国	49.9 歳	3,272 人	272,119 円	—	309,534 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
山口県	—	—	—
うち校務技士等	5,649,689円	2,861.4千円	1.97

(注) 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、民間のデータについては、正職員でない労働者が含まれるなど、雇用形態、年齢、業務内容等に違いがあります。

※「うち〇〇〇」とあるのは、本県の技能労務職のうち、主な職種を記載したものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～23年の3ヶ年平均)

※用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国計のデータを記載している。

※年収ベースの「公務員(C)」のデータは、4月現在の平均給与月額を3倍したものと、7月現在の平均給与月額を9倍したものと、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値です。

※年収ベースの「民間(D)」のデータは平均給与月額を12倍したものに、前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

(ウ) 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.9 歳	384,200 円	434,954 円

(エ) 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
山口県	46.5 歳	374,600 円	416,339 円

(オ) 警 察 職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
山口県	39.8 歳	307,900 円	422,060 円	333,060 円
国	41.2 歳	297,683 円	—	346,775 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年7月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 「平均年齢」及び国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」は、平成25年4月1日現在の給与改定特例法による措置後のものです。

イ 職員の初任給の状況(平成25年7月1日現在)

区 分		山 口 県	国
一般行政職	大学卒	171,891 (180,500) 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	138,941 (145,900) 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	高校卒	135,132 (141,900) 円	—
高等学校教育職	大学卒	192,079 (201,700) 円	—
小・中学校教育職	大学卒	192,079 (201,700) 円	—
警察職	高校卒	161,987 (170,100) 円	153,797 (161,500) 円

- (注) 1 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。
 2 山口県欄における括弧書きは、臨時特例条例による措置がないとした場合の値(減額前)です。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年7月1日現在)

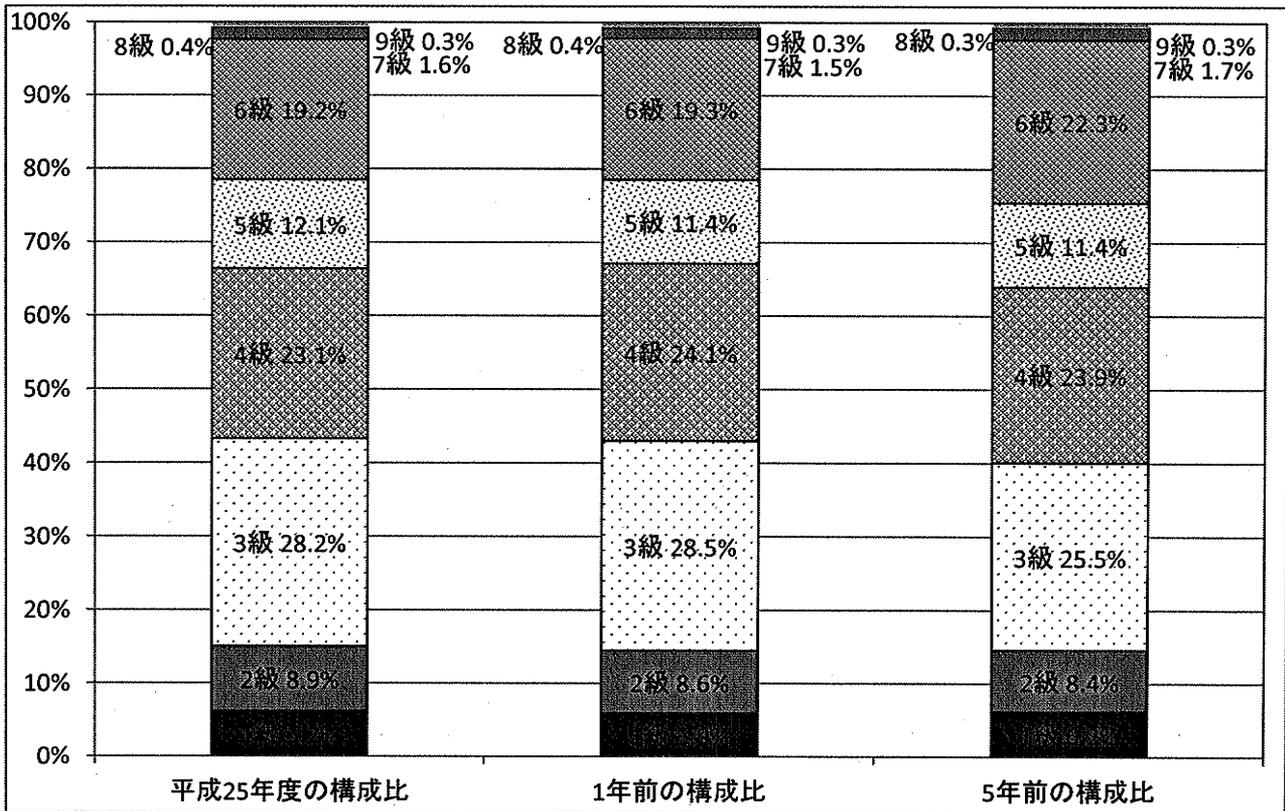
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	248,186 円	284,076 円	336,774 円
	高校卒	209,745 円	246,725 円	288,794 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	296,133 円	343,112 円	381,804 円
小・中学校教育職	大学卒	294,973 円	344,481 円	377,288 円
警察職	高校卒	236,496 円	280,896 円	330,200 円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9 級	本庁部長	11人	0.3%
8 級	局長、理事	18人	0.4%
7 級	本庁部次長	69人	1.6%
6 級	本庁課長	829人	19.2%
5 級	相当困難主査	525人	12.1%
4 級	主査	1,000人	23.1%
3 級	主任	1,219人	28.2%
2 級	係員	384人	8.9%
1 級	係員	269人	6.2%

- (注) 1 山口県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



イ 昇給への勤務実績の反映状況

- 1 勤務実績の評定の実施状況
管理職に対しては平成18年度から、その他の職員に対しては平成20年度から、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」を実施しています。
- 2 昇給への勤務実績の反映状況
管理職について、能力評価に基づき、4段階の昇給区分を決定しています。

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

山 口 県			国		
1人当たり平均支給額(平成24年度)			—		
1,660 千円					
(24年度支給割合)			(24年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.60 月分	1.35 月分		2.60 月分	1.35 月分	
(1.45) 月分	(0.65) 月分		(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・役職加算	5~20%		・役職加算	5~20%	
・管理職加算	15~25%		・管理職加算	10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

- 1 勤務実績の評定の実施状況
管理職に対しては平成18年度から、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を、その他の職員に対しては平成21年度から、客観的な業務実績や執務態度を評価する「実績評価」を導入しています。
- 2 勤勉手当への勤務実績の反映状況
実績評価に基づき、5段階の成績率を決定しています。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

山 口 県			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83月分	38.955 月分	勤続25年	32.83月分	38.955 月分
勤続35年	46.55月分	55.86 月分	勤続35年	46.55月分	55.86 月分
最高限度額	55.86月分	55.86 月分	最高限度額	55.86月分	55.86 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	6,607 千円	27,125 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)		36,525 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		570,703 円	
支給対象地域(職種)	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	21 人	18 %	18 %
大阪市	7 人	15 %	15 %
つくば市	0 人	12 %	12 %
広島市	5 人	10 %	10 %
福岡市	1 人	10 %	10 %
仙台市	2 人	6 %	6 %
岡山市	1 人	3 %	3 %
福津市	10 人	3 %	3 %
周南市	(1,650) 人	0 %	3 %
上記以外の市町村	17,526 人	0 %	0 %
医師	13 人	15 %	15 %
平均支給率		0.0 %	0.3 %

(注)1 支給対象人数欄の()人数は、国の制度の支給対象人数であり、本県では支給していません。

2 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

エ 地域手当特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)		1,012,204 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		129,521 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		40.4 %	
手当の種類		17 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務課、県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収に関する業務	日額 650円
福祉業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	福祉に関する現業業務	日額 650円
精神保健福祉業務手当	(1) 保健所等に勤務する職員	(1) 精神保健福祉法に基づく調査、立会、護送、指導、看護等の業務	(1)日額 300円
	(2) 精神保健福祉センターに勤務する職員	(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する相談、指導等に関する業務	(2)日額 300円
感染症防疫等業務手当	(1) 右の業務を行った職員	(1) 狂犬病予防法に基づく野犬等の捕獲等の業務、家畜伝染病発生時の伝染性疾病に感染した動物の取扱等の業務等	(1)日額 300～760円
	(2) 保健所に勤務する職員	(2) 感染症法に基づく質問・調査	(2)日額 300円
	(3) 動物愛護センターに勤務する獣医師	(3) 動物の治療、処分、飼育管理	(3)日額 850円
衛生検査手当	(1) 保健所の試験検査課勤務職員	(1) 病理細菌検査、環境衛生・食品衛生等の試験検査	(1)日額 300円
	(2) 保健所に勤務する非専任のと畜検査員、食鳥検査員	(2) と畜検査、食鳥検査	(2)日額 850円
種雄牛馬取扱手当	農林総合技術センターに勤務する職員	種雄牛馬の自然交配、精液の採取等のための種雄牛馬を御する作業	日額 300円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害応急作業等手当	土木建築部に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生した場合に県の管理する河川の堤防等において行う業務	巡回監視 日額 480円 応急作業 日額 730円
道路上作業手当	道路整備課、土木事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持又は修繕の作業	日額 300円
特殊現場作業手当	(1) 総務部防災危機管理課に勤務する職員	(1) 高圧ガス保安法の規定に基づいて行う完成検査、立入検査等の業務	(1)日額 300円
	(2) 保健所等に勤務する職員	(2) 廃棄物の投棄されている場所において行う原状回復作業及び廃棄物の性状調査	(2)日額 300円
	(3) 健康福祉部薬務課に勤務する職員	(3) 司法警察員の業務及びけん銃訓練	(3)日額 1,500円
	(4) 農林総合技術センター等に勤務する職員	(4) 傾斜地等において行う特殊自動車の運転作業	(4)1時間 100~120円
	(5) 水産事務所等に勤務する職員	(5) 漁業取締船に乗船して行う漁業取締作業	(5)日額 300円 (常時乗り組む職員 500円)
	(6) 防災危機管理課に勤務する職員	(6) 回転翼航機に搭乗して行う作業	(6) 搭乗1時間 1,900円 降下日額 870円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉の業務	日額 650円
高所等作業手当	右の業務を行った職員	高所、深所、トンネル坑内等での調査、保守等の作業	1時間 120円 (トンネル坑内 130円)
教員特殊業務手当	教育職給料表(一)又は(二)の1級、2級の者	(1) 非常災害時等の緊急の防災等の業務	(1)日額 6,000~6,400円
		(2) 修学旅行等引率指導業務	(2)日額 3,400円
		(3) 対外運動競技等への引率指導業務	(3)日額 3,400円
		(4) 部活動指導業務	(4)日額 2,400円
		(5) 入学試験監督業務	(5)日額 900円
多学年学級担当手当	公立の小学校又は中学校に勤務する教育職員	2又は3の学年の児童等で編制されている学級を担当し、当該学級で行う授業、指導	日額 290円
兼務手当	教育職員	教育に関する他の職を兼ね、当該職に係る授業に従事した時	授業1時間につき1,300円の範囲内
添削指導手当	通信教育を担当する職員以外の教育職員	通信教育の添削指導	学習報告書 1通 160円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する主任等	教務等についての連絡調整、指導助言	日額 200円
警察作業手当	警察本部、警察署に勤務する職員	犯罪の予防・捜査・被疑者の逮捕作業、交通取締作業、爆発物処理等特に危険な作業等	日額 250~4,600円等

オ 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	3,183,898 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	164 千円
支給実績(平成23年度決算)	3,221,020 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	164 千円

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度と異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員（本庁部課長、出先機関の長等）に対して支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ33,000～137,000円	異	手当額 46,300～137,700円	1,204,405 千円	681,225 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		2,374,143 千円	244,934 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額:27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		1,515,037 千円	132,283 円
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	異	【交通機関利用】 運賃負担額に応じ支給 最高支給限度額 月額55,000円 【自動車等使用】 使用距離に応じ 2,000～24,500円	2,861,280 千円	171,385 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		250,417 千円	310,306 円
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		597,542 千円	592,800 円
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		597,263 千円	298,333 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		40,429 千円	192,519 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
初任給調整手当	医師、歯科医師又は獣医師たる職員で採用困難なものに対して支給 <医師又は歯科医師> 採用後35年以内の期間、免許取得からの経過年数に応じた額 (最高支給額:月額410,900円) <獣医師> 採用後1年間は月額30,000円。以降、毎年3,000円ずつ通減	同	<獣医師> 制度なし	1,395,039 千円 (初任給調整手当、特勤手当、夜間勤務手当、農林漁業普及指導手当、へき地手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当の合計)	
特勤手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~16%	同			
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同			
農林漁業普及指導手当	普及事務を行う普及指導員に対し支給 → 給料月額の6%				
へき地手当	山間地、離島その他生活不便地に所在する小中学校等に勤務する学校職員に対し支給 → 級地に応じ給料等の4~20%				
義務教育等教員特別手当	小中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教育職員に対し支給 → 級号給に応じて2,000~8,000円				
産業教育手当	実習を伴う農業等に関する科目を主として担任する教育職員に対し支給 → 給料月額の5%				
定時制通信教育手当	定時制・通信教育に従事する教育職員に対し支給 → 給料月額の10% (管理職手当受給者は8%)				

(5) 特別職の報酬等の状況（平成25年7月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	知 事	967,500 円	(1,290,000 円)
	副 知 事	867,000 円	(1,020,000 円)
報 酬	議 長	921,200 円	(980,000 円)
	副 議 長	827,200 円	(880,000 円)
	議 員	789,600 円	(840,000 円)
期 末 手 当	知 事	(平成24年度支給割合)		
	副 知 事	2.95 月分		
期 末 手 当	議 長	(平成24年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.95 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	給料月額×在職月数×0.50	30,960,000 円	任期毎
	副 知 事	給料月額×在職月数×0.40	19,584,000 円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、7月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

(6) 公営企業職員の状況

ア 工業用水道事業

(ア) 職員給与費の状況（決算）

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	5,563,126	1,232,922	731,371	13.1	13.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	75	306,396	97,764	114,270	518,430	6,912

(注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成25年7月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
山 口 県	43.3 歳	331,030 円	433,601 円 (562,284 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。

2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外勤務手当などの諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県(工業用水道事業)		山 口 県	
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,544 千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,660 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当(平成25年4月1日現在)

山口県(工業用水道事業)			山 口 県		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83月分	38.955 月分	勤続25年	32.83月分	38.955 月分
勤続35年	46.55月分	55.86 月分	勤続35年	46.55月分	55.86 月分
最高限度額	55.86月分	55.86 月分	最高限度額	55.86月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 27,347 千円			1人当たり平均支給額 6,607 千円 27,215 千円		

(注) 山口県(工業用水道事業)の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		1,212 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		25,253 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		64.0 %	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480~730円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120~130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	29,687 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	457 千円
支給実績(平成23年度決算)	21,164 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	409 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円～130,000円	異	<手当額> 33,000～137,000円	7,632 千円	763,200 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		10,477 千円	232,811 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		5,131 千円	96,802 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額 (最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000～50,000円	同		20,726 千円	309,339 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		348 千円	348,000 円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		22,529 千円	563,220 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		23 千円	2,300 円

イ 電気事業

(ア) 職員給与費の状況 (決算)

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
24年度	1,241,569	160,752	468,461	37.7	36.4

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
24年度	45	186,188	65,692	69,819	321,699	7,149

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含んでいません。
2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成25年7月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
山口県	43.4 歳	343,830 円	462,011 円 (591,305 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均です。
2 平均月収額には、職員の基本給と毎月支払われる住居手当、時間外手当などの諸手当を含むものであり、() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものです。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

山口県（電気事業）		山口県	
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,552 千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,660 千円	
(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(24年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

b 退職手当（平成25年4月1日現在）

山口県（電気事業）			山口県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875 月分	勤続20年	23.03月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83月分	38.955 月分	勤続25年	32.83月分	38.955 月分
勤続35年	46.55月分	55.86 月分	勤続35年	46.55月分	55.86 月分
最高限度額	55.86月分	55.86 月分	最高限度額	55.86月分	55.86 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算).			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 - 29,546 千円			1人当たり平均支給額 6,607 千円 27,125 千円		

(注) 山口県（電気事業）の退職手当の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額です。

c 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給対象職員はいません。

d 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績(平成24年度決算)		644 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		26,833 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		53.3 %	
手当の種類		3 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
利水業務手当	右の業務を行った職員	事故又は災害が発生した現場施設で行う応急作業等	日額 480～730円
危険作業手当	右の業務を行った職員	特別高圧、高圧の活線作業、活線近接作業、高所作業又は深所作業等の業務	1時間 120～130円
用地交渉手当	右の業務を行った職員	土木建築工事等の施行に伴う土地等の取得、使用、損失の補償のための交渉業務	日額 650円

e 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	19,408 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	511 千円
支給実績(平成23年度決算)	19,001 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	487 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含んでいます。

f その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
管理職手当	管理、監督の地位にある職員(局長、本局課長、事業所長等)に対し支給 → 職員の属する級及び管理職手当区分に応じ 51,000円~130,000円	異	<手当額> 33,000~137,000円	5,580 千円	797,143 円
扶養手当	(1) 配偶者:13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族:6,500円 (3) 職員に配偶者がいない場合扶養親族のうち1人:11,000円	同		9,015 千円	273,182 円
住居手当	【職員が自ら居住する借家】 (1) 家賃が月額23,000円以下 → 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円超 → 家賃の月額と23,000円との差額の2分の1を11,000円に加算した額 (最高支給限度額は27,000円) 【配偶者等が居住する借家】 職員が自ら居住する場合の借家に係る手当額の2分の1に相当する額	同		2,741 千円	78,311 円
初任給調整手当	特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職に新たに採用された職員に対して支給	同		—	—
通勤手当	【交通機関利用】 (1) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円以下 → 定期券又は回数券の価額(最も経済的かつ合理的なもの) (2) 1箇月当たりの運賃の額が55,000円超 → 55,000円を超える額の2分の1に55,000円を加算した額 【自動車等使用】 通勤距離に応じ2,000~50,000円	同		13,829 千円	321,597 円
単身赴任手当	異動によりやむを得ず単身で生活することとなった職員に対して支給 → 基礎額23,000円に職員の住居から家族の住居までの距離に応じて最高45,000円を加算	同		—	—
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地域に勤務する職員に対し支給	同		—	—

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
休日勤務手当	祝日法による休日等又は年末年始の休日等において、正規の勤務時間として勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の35%増の額	同		—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、深夜に勤務した職員に対し支給 → 勤務1時間当たりの給与額の25%	同		—	—
宿日直手当	宿日直勤務をした職員に対し支給 → 勤務の内容に応じ4,200～7,200円	同		12,895 千円	495,969 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当受給職員等が、臨時又は緊急の必要により週休日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき4,000～12,000円 (6時間超勤務:150/100 を乗じた額)	同		39 千円	5,571 円

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 一般職員の勤務時間

平成25年4月1日現在における一般職員の勤務時間及び休憩は次のとおりです。

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(注) 公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、各任命権者が別に定めています。

(2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、一年ごとに20日付与され、残日数は20日を上限として翌年に繰り越すことができます。

平成24年の年次有給休暇の取得状況は次のとおりです。

平成24年 平均使用日数	11.5日
--------------	-------

(注) 小中学校職員を除く。

(3) 特別休暇等

負傷や病気による療養、選挙権の行使、結婚、出産など条例や規則で定める事由に該当する場合には、特別休暇等を付与しています。

区 分	付与日数
選挙権その他公民としての権利行使	必要と認められる期間
証人等としての裁判所等への出頭	
骨髄移植のための骨髄液提供	
ボランティア活動	年5日以内
職員の結婚	7日以内
職員の分べん	産前8週間から産後8週間
育児(生後1年6月に達しない子)	1日2回、各45分以内
職員の妻の出産	3日以内
男性職員の育児参加	5日以内
特別休暇 子(中学校就学前)の看護	5日以内(対象となる子が2人以上いる場合は10日以内)
(短期)介護休暇	5日以内(対象となる親族が2人以上いる場合は10日以内)
忌引	10日以内
父母、配偶者、子の祭日	1日
災害による住居の滅失又は損壊	7日以内
災害による交通遮断等	必要と認められる期間
生理日	月3日以内
妊産婦の健康診断	必要と認められる期間
妊婦の通勤緩和	1日1時間以内
妊娠障害	14日以内
病気休暇	療養のため勤務することがやむを得ないと認められる必要最低限の期間

(4) 介護休暇

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷又は老齢により介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合は、6月の範囲内で取得することが可能です。

平成24年の介護休暇の取得状況は次のとおりです。

区分	取得者数
男性職員	2人
女性職員	9人
計	11人

(5) 育児休業等

職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで、育児のために休業等を行うことが認められる制度です。

平成24年度の育児休業及び部分休業の取得状況は次のとおりです。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	1人	1人
女性職員	210人	19人
	263人	3人
計	211人	20人
	263人	3人

(注) 上段は平成24年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成23年度から24年度にかけて引き続いている者の数です。

4 分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分とは、勤務実績が良くない場合、心身の故障の場合、又はその職に必要な適格性を欠く場合等の一定の事由がある場合、地方公務員法第28条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。

平成24年度の分限処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合						
心身の故障の場合				295人		295人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により 廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合				1人		1人
合計				296人		296人

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、法令に違反した場合、職務上の義務に違反し若しくは職務を怠った場合、又は全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、地方公務員法第29条の規定に基づき、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることです。

平成24年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合		2人		2人	2人	6人
職務上の義務に違反し又は職務を 怠った場合			2人	1人		3人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行のあった場合			2人	3人	1人	6人
合計		2人	4人	6人	3人	15人

5 サービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、地方公務員法第35条に基づき、職務に専念する義務を有していますが、条例及び規則により、次の場合においては、当該義務が免除されます。

職務に専念する義務の免除が認められる場合
ア 研修を受ける場合
イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合
ウ その他特に任命権者又はその委任を受けた者の承認を得た場合
エ 人事委員会が定める場合
(ア) 在勤庁の事務又は事業運営上の必要に基づき、事務又は事業の全部又は一部を停止した場合
(イ) 地方公務員災害補償法第51条第2項の規定により審査請求若しくは再審査請求をし、又は同法第60条第1項の規定により出頭する場合
(ウ) 地方公務員法第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、又は同法第49条の2第1項の規定により不利益処分に関する不服申立てをする場合
(エ) 地方公務員法第55条第11項の規定により、当局に対して不満を表明し、又は意見を申し出る場合
(オ) 教育公務員特例法第17条第1項の規定により、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務を行う場合
(カ) 職務に関し、国又は他の地方公共団体若しくはその他の公益団体の職を兼ね、その職に属する事務を行う場合
(キ) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて、講演講義等をする場合
(ク) 職務上の教養に資する講演会又は講習会に出席する場合
(ケ) 新採用及び転勤のために旅行する場合
(コ) 職務上必要な試験を受験する場合
(サ) 人事委員会が特に認めた場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法第38条に基づき営利企業等への従事が制限されていますが、人事委員会規則に定める許可基準を満たし、かつ任命権者の許可を受けた場合には、営利企業等に従事することができます。

許可の基準
次のいずれにも該当する場合
ア 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないもの
イ 当該職員の職との間に特別の利害関係がなく、又はその発生のおそれがないもの
ウ 公務員としての信用を傷つけるおそれがないもの
エ その他法の精神に反しないと認められるもの

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、積極的に各種研修に取り組んでいます。

ア 一般行政職員

地方自治体を取り巻く社会経済情勢が大きく変化する中で、「元気で存在感のある県づくり」を積極的に進めていくために、職員一人ひとりの意識改革と職員の自主的・主体的な能力開発を推進する必要があることから、「山口県人材育成基本方針」を踏まえ、積極的に職員の研修を行っています。

平成24年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	回数	人数
一般研修 新規採用職員、主事級、主任級、主査級、グループリーダー、所属長等	14回	746人
パワーアップ研修 政策予算、危機管理実務、クレーム対応、経営分析、コーチング、民法、国際等	25回	594人
サポート研修 通信教育、放送大学、地域接遇	14回	54人
派遣研修 中央官庁、他の地方公共団体、自治大学校、民間企業等		24人
合 計		1,418人

(注)その他、部局の業務の遂行に必要な知識技能を修得させるための部局研修を実施しました。

イ 教職員

今後とも急激な変化が続くことが予想されるこれからの社会において必要となる子どもたちの生涯にわたって学び続ける力の育成に向け、学校教育の直接の担い手である教職員の資質能力の向上を図る必要があることから、教職員一人ひとりの適性・能力やキャリアステージのそれぞれの段階に応じた計画的・継続的な研修を実施しています。

平成24年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	日数	人数
基本研修 初任者・新採、経験者	209日	4,898人
専門研修 職能、リーダー養成、教科、教育相談、特別支援教育、情報教育、課題別、社会教育等	218日	2,194人
支援研修 サテライト、スキルアップ	258日	5,577人
派遣研修等 大学、大学院、社会教育施設、日本人学校、民間企業等		462人
合 計		13,131人

(注)派遣研修は実人数、その他は延べ実数です。

ウ 警察本部

警察職員が、警察法の精神にのっとり、民主警察の本質と警察の責務とを自覚し、人格を磨き、学術を修め、実力を養い、もって公正明朗且つ能率的に職務を遂行し得るよう教養することを目的に研修を実施しています。

平成24年度には、次のとおり研修を実施しました。

研 修 名	期数	人数
採用時教養 初任科、初任補修科、一般職員初任科	7期	233人
昇任時教養 警部補任用科、巡査部長任用科	2期	30人
専科等教養 部門別任用科、専科、長期未入校者研修	52期	811人
合 計	61期	1,074人

(2) 勤務成績の評定の状況

ア 知事部局等

職員の意欲・士気の高揚や能力向上を図るとともに、職員の昇任・異動等に当たっての参考資料として活用するため、平成18年度から管理職に対し、職務遂行過程を通じて発揮された職員の能力を評価する「能力評価」と、年度当初に設定した目標の達成度を評価する「実績評価」を導入しています。

また、平成20年度からは、その他の職員に対しても「能力評価」を導入し、平成21年度下半期からは、評価期間中における業務実績や執務態度を、加点評価と減点評価により評価する「実績評価」を導入しています。

イ 教育委員会

平成18年度から全教職員を対象に「教職員評価」の試行を始め、平成19年度からは、この「教職員評価」をもって勤務成績の評定としています。また、平成19年度から校長を、平成21年度から教頭を本格実施とし、評価結果を給与に反映させています。

今後もこれまでの取組の成果や他県の動向等を踏まえながら、「子どもたちの夢を実現する教育の実現を目指して、教職員一人ひとりの資質能力や意欲の向上と活力ある学校づくりの推進を図る」ため、より公正で信頼性の高い評価制度となるよう改善を図っていきます。

また、教育庁各課、学校以外の各教育機関及び県立学校の職員（県立学校の教員を除く。）については、知事部局と同様に「能力評価」と「実績評価」を導入しています。

ウ 警察本部

職員の実績、能力、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用しています。

評定及び調整は、仕事の成果・実績、能力・適性、仕事に取り組む態度等に応じて、A、B、C1、C2、D、Eの6段階で行っています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 保健の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、山口県職員健康管理規程(昭和50年山口県訓令第2号)等の規定に基づき、労働安全衛生体制のもと、快適な作業環境の整備、職員の安全と健康の確保など労働安全衛生管理に努めています。

(注)小中学校教職員を除く。

ア 労働安全衛生管理

平成24年度の安全衛生委員会等の設置状況は、次のとおりです。

区分	安全衛生委員会	衛生委員会
知事部局等	6所属	14所属
教育委員会	—	51所属
警察本部	—	19所属

イ 健康管理

平成24年度の検診受診状況は、次のとおりです。

区分		知事部局等	教育委員会	警察本部	備考
定期健康 診断(法定)	対象者	3,393人	4,735人	3,521人	胸部エックス線撮影、血液 検査ほか
	受診者	3,377人	4,272人	3,483人	
がん検診 (任意)	胃がん	1,798人	3,154人	1,954人	
	大腸がん	845人	2,382人	2,038人	
	子宮がん	206人	277人	199人	
	乳がん	76人	284人	143人	

ウ 作業環境管理

平成24年度の作業環境測定結果は、次のとおりです。

所属数	作業場数	結果	検査内容
25	52	すべて適切である	特定化学物質、有機溶剤、粉じん、ホルムアルデヒド

(注)知事部局のみ

(2) 福利厚生 of 状況

地方公務員法の規定に基づき、職員の元気回復等の事業を計画的に実施するとともに、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)等の規定に基づき地方職員共済組合等が実施する医療給付、年金給付等の諸事業に対して法令等に基づき経費負担するなど、職員の福利厚生を図っています。

(注)教育委員会については、県立学校・事務局の他、小中学校・県立大学等を含む。

ア 元気回復事業

区分	事業名	実施機関	概要
知事部局等	職員球技大会 本庁各課対抗ハレーボール その他元気回復事業等	県・共済	ソフトボール、ハレーボールなど6種目 本庁各課による対抗戦 部局又は各地域単位で実施
教育委員会	—	—	—
警察本部	元気回復事業への助成	共済組合	所属単位で行う事業への助成

イ 地方職員共済組合等に対する負担金・補助金

区分	項目	金額	概要
知事部局等	共済組合への負担金	5,853,726千円	短期・長期負担金等
	共済組合への補助金	650千円	健康保持・疾病予防事業への補助等
	地方公務員災害補償基金に対する負担金	229,450千円	公務災害補償に対する負担金
教育委員会	共済組合への負担金	19,888,141千円	短期・長期負担金等
警察本部	共済組合への負担金	4,678,409千円	短期・長期負担金等

(3) 公務災害補償

地方公務員法、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、公務災害(公務執行に起因して発生した負傷、疾病、障害、死亡等)、通勤災害に対して地方公務員災害補償基金が給付等を行っています。

平成24年度認定件数は、次のとおりです。

区分	公務災害	通勤災害	計
知事部局等	24件	4件	28件
教育委員会	143件	7件	150件
警察本部	76件	3件	79件

(注)小中学校教職員を含みます。

8 特定事業主行動計画に基づく措置の実施状況

(4) 知事部局等

ア 取組状況

(ア) 山口県庁子ども参観デーの実施

本庁知事部局を対象に実施しました。

実施日時	参加者数	
	子ども	保護者
H24.7.26	85人	45人

(イ) 各種制度の周知

子育て支援制度をまとめたパンフレットを作成の上、イントラネットに掲載し、各種の子育て関連制度について周知を図りました。

(ウ) 男性職員の育児休業についてのアンケート実施

男性の育児休業取得率向上に向け、職員の意識と課題を把握するため、未就学児を子にもつ職員を対象にアンケートを実施しました。

(エ) 時間外勤務の縮減

「全庁一斉ノー残業デー」など、各種取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	＜参考＞女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	1.01%	1名/99名	100%	34名/34名

※ 対象者数は24年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には、「配偶者の出産補助休暇(3日)」や「男性職員の育児参加休暇(5日)」を積極的に取得するとともに、年次有給休暇を合わせて取得するなどし、最低でも5日間の休暇を取得するよう、意識啓発に努めました。

目標値(H26年度末)	取得率
70%	80.1%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
75% (15日)	72% (14.4日)

(2) 教育委員会

ア 取組状況

(ア) 各種制度の周知

各種の子育て支援制度をまとめたパンフレット及び家庭ぐるみで参加できるイベントをまとめたリーフレットを発行し、子どもとふれあう機会の充実を図るなど、意識啓発に努めました。

(イ) 時間外勤務の縮減

毎月の「全庁一斉ノー残業デー」及び毎週水曜日の「教育庁一斉ノー残業デー」の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	0%	0名/ 41名	100%	45名/ 45名

※ 対象者数は24年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

男性職員について、子どもの出生時には「配偶者の出産補助休暇(3日)」を積極的に取得するとともに、2日間の年次有給休暇を合わせて、5日間の休暇を取得するよう、意識啓発等に努めました。

目標値(H26年度末)	取得率
50%	29.3%

※ 小・中学校を除く

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
75% (15日)	57% (11.4日)

※ 小・中学校を除く

(3) 警察本部

ア 取組状況

(ア) 子どもの体験活動等の支援

子どもの健全育成のため、生活安全ふれあい館、交通安全学習館及び警察道場を活用し、青少年の健全育成を目的に防犯体験学習、交通安全学習及び柔道、剣道の積極的な指導を実施しました。

(イ) 時間外勤務の縮減

毎週水曜日及び給与支給日、並びに期末・勤勉手当支給日の「定時退庁日」の取組の徹底を図りました。

イ 数値目標に対する実績

(ア) 男性職員の育児休業取得率

目標値 (H26年度末)	取得率	取得者数/対象者数	《参考》女性職員の育児休業取得状況	
			取得率	取得者数/対象者数
10%	0%	0名/159名	100%	17名/17名

※ 対象者数は24年度中に新たに育児休業取得可能となった職員

(イ) 子ども出生時の男性職員の5日間以上の休暇取得率

出産補助休暇（3日間）の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
50%	45.3%

(ウ) 年次有給休暇の取得率

目標値(H26年度末)	取得率
50% (10日)	42% (8.4日)

Ⅱ 山口県人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 職員の競争試験の状況（平成24年度）

	試験職種等	申込者	第一次試験		第二次試験		競争倍率 (A/B)	
			有効受験者数A	合格者	有効受験者数	最終合格者B		
大学卒業程度	行政	663	505	98	91	38	13.3	
	警察事務	72	56	15	14	5	11.2	
	社会福祉	29	24	8	8	2	12.0	
	土木	37	32	15	15	13	2.5	
	建築	13	9	4	4	1	9.0	
	農業	22	18	8	8	3	6.0	
	農業土木	12	10	4	2	1	10.0	
	林業	4	3	2	2	2	1.5	
	畜産	7	5	3	3	2	2.5	
	水産	13	9	4	4	2	4.5	
	機械	10	6	4	3	2	3.0	
	電気	11	8	3	2	2	4.0	
	化学	17	12	5	5	1	12.0	
	衛生薬学	7	6	4	4	3	2.0	
	衛生監視	23	20	6	6	3	6.7	
計	940	723	183	171	80	9.0		
社会人経験者等	行政	210	154	13	13	5	30.8	
	計	210	154	13	13	5	30.8	
短大卒業程度	小・中学校栄養士	73	57	30	30	11	5.2	
	計	73	57	30	30	11	5.2	
高校卒業程度	事務	123	99	36	31	7	14.1	
	警察事務	36	28	8	7	3	9.3	
	土木	11	9	6	5	3	3.0	
	電気	3	3	1	0	0	-	
	小・中学校事務	194	161	77	76	30	5.4	
計	367	300	128	119	43	7.0		
保健師	保健師	19	18	6	5	2	9.0	
	計	19	18	6	5	2	9.0	
警察官	男性(A) 第1回	433	332	159	117	58	5.7	
	男性(A) 第2回	一般	337	201	110	88	30	6.7
		武道指導	4	4	4	4	2	2.0
	男性(B)	341	272	109	103	30	9.1	
	女性(A) 第1回	103	72	43	23	10	7.2	
	女性(A) 第2回	86	44	35	30	13	3.4	
	女性(B)	96	57	23	20	9	6.3	
計	1,400	982	483	385	152	6.5		
合計	3,009	2,234	843	723	293	7.6		

(2) 選考の状況(平成24年度)

ア 採用選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9				0
	8				0
	7	1			1
	6	6	6		12
	5		5		5
	4	2	1		3
	3	18			18
	2	5	1		6
1	12	3	4	19	
公安職	9				0
	8				0
	7			4	4
	6			7	7
	5			3	3
	4			7	7
	3			12	12
	2				0
1			1	1	
海事職	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2			1	1
	1				0
研究職	5				0
	4				0
	3		1		1
	2	2			2
	1			1	1
医療職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1	1			1
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4				0
	3				0
	2	3			3
	1				0
教育職(二)	4				0
	3		2		2
	2		3		3
	1				0
計		50	22	40	112

イ 昇任選考

給料表	職務の級	知事部局等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	2	1		3
	8	11			11
	7	19	4	1	24
	6	91	14	9	114
	5	131	28	5	164
	4	110	14	6	130
	3	69	6	14	89
	2				0
1				0	
公安職	9			7	7
	8			9	9
	7			16	16
	6			22	22
	5			23	23
	4			46	46
	3			58	58
	2				0
1				0	
海事職	6				0
	5				0
	4	2		2	4
	3	1			1
	2				0
1				0	
研究職	5				0
	4	4	1		5
	3	4		4	8
	2	6			6
1				0	
医療職(一)	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
医療職(二)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3		1		1
	2				0
	1				0
医療職(三)	7				0
	6				0
	5				0
	4				0
	3				0
	2				0
	1				0
教育職(一)	4		2		2
	3		1		1
	2		4		4
	1				0
教育職(二)	4				0
	3				0
	2		1		1
	1				0
計		450	77	222	749

2 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

本委員会は、平成24年10月17日、議会及び知事に対し、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。平成24年人事委員会報告・勧告の概要は、次のとおりです。

第1 給与についての報告及び勧告

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 月例給（本年4月時点）

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)-(B)
375,319円	375,267円	52円 (0.01%)

[参考] 民間給与と特例条例による減額措置後の職員給与との比較

民間給与 (A)	職員給与 (B)	公民較差 (A)-(B)
375,319円	373,300円	2,019円 (0.54%)

(注) 特例条例：知事等の給与の特例に関する条例

(2) 特別給（ボーナス）

民間の特別給の支給割合（昨年8月から本年7月まで） 3.97月分

（職員の現行の年間支給割合は3.95月分）

[参考] 本年の人事院勧告の内容

- ・ 月例給、特別給ともに改定なし（月例給は給与減額支給措置による減額前の官民較差が小さく（△0.07%）、特別給は民間の支給割合（3.94月）と概ね均衡）
- ・ 50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

2 給与改定の内容

(1) 本年の給与改定

公民較差、民間の特別給の支給割合及び人事院勧告の内容等を勘案し、職員の給与について判断

ア 給料表

本年の民間給与と公務給与の較差がわずかであることから、改定を行わないことが適当

イ 期末・勤勉手当

民間の支給割合と概ね均衡していること等から、改定を行わないことが適当

(2) 住居手当

自宅に係る住居手当を廃止（実施時期：平成25年4月1日）

（現行：新築・購入から5年経過するまで 3,000円、5年経過後 2,000円）

3 その他の課題

(1) 給与構造改革における経過措置額

- ・ 国においては、平成18年度から実施した給与構造改革における俸給表水準の引下げに伴う経過措置について、平成26年3月末をもって廃止
- ・ 国に準じて制度を導入した経緯を踏まえ、他の都道府県の動向、経過措置額を受給している職員の状況など本県の実情を考慮し、制度の廃止に向けて検討を進めることが必要

(2) 昇給・昇格制度

- ・ 国における制度の見直し内容、他の都道府県の動向及び本県の実情を考慮し、昇給・昇格制度のあり方について検討を進めることが必要

第2 勤務環境の整備についての報告

1 総実勤務時間の短縮

- ・ あらゆる職場において、それぞれの実情に即した、実効性のある時間外勤務の縮減に一層取り組むことが必要
- ・ 管理職員は、適切な勤務時間の管理及び業務の進行管理に努めることが重要
- ・ 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりを進めることが必要

2 メンタルヘルス対策等

- ・ 引き続き、組織的に総合的なメンタルヘルス対策に取り組むとともに、管理職員を中心に、良好な職場環境づくりに努めることが重要
- ・ セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進めることが必要

3 職業生活と家庭生活の両立支援

- ・ 職員に対し、支援制度の活用促進に向けた取組を進め、両立支援を更に推進していくことが必要
- ・ 男性職員が育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を図ることが重要

第3 人事行政の運営についての報告

1 高齢期の雇用問題

- ・ 国家公務員については、定年退職者のうち希望者を再任用する方針であり、地方公務員についても、この方針を踏まえつつ、新たな再任用制度の導入が検討中
- ・ 国や他の都道府県の動向に留意し、本県の実情を踏まえた高齢期における職員の雇用制度の構築に早急に取り組むことが必要

2 公務員の労働基本権問題等

- ・ 地方公務員に係る協約締結権の付与等を内容とする法案の提出に向けた検討が

なされており、国の動向等を注視し、対応することが必要

3 人材の確保・育成等

- ・ 多様かつ優秀な人材の確保のため、職員採用試験の不断の見直しや試験の応募者をより多く確保する取組が必要
- ・ キャリア形成の促進に向けた人材の計画的な育成のため、職場研修をはじめとした様々な研修や長期的な視点での人材育成に留意した人事管理等が必要
- ・ 女性職員の能力が十分に発揮されるよう、引き続き登用の推進が必要

4 人事評価制度

- ・ 公正で納得性の高い人事評価制度の定着に向け、これまでの人事評価やその試行の結果を十分に検証し、更に取組を進めることが必要

5 公務員倫理

- ・ 職員一人ひとりが公務員としての使命感を持って全力で職務に取り組み、行政に対する県民の期待と信頼に応えることが必要

[参考]

1 給料表別平均給与月額

平成24年4月1日現在

給料表	職員数	平均年齢	平均経 験年数	平均 給与月額	備考
行政職	4,870 ^人	43.5 ^歳	21.5 ^年	371,292 (369,371) ^円	事務・技術職員
公安職	3,052	39.8	18.0	359,111 (358,566)	警察官
海事職	56	43.8	22.0	412,212 (410,188)	船員
研究職	195	44.1	19.9	401,397 (400,646)	研究員
医療職(一)	6	53.9	26.0	984,533 (957,391)	医師
医療職(二)	65	42.1	19.9	332,795 (332,795)	栄養士等
教育職(一)	3,201	46.3	23.3	428,997 (427,718)	高等学校等教員
教育職(二)	7,523	46.4	23.4	420,499 (417,583)	小・中学校教員
全給料表	18,968	44.5	22.0	399,079 (397,103)	

(注) 1 平均給与月額は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当(加算額を除く。)、特勤勤務手当(これに準ずる手当を含む。)、及びへき地手当(これに準ずる手当を含む。))の総額を職員数で除したものである。

2 ()内の数字は、特例条例による減額措置後の額である。

2 過去の給与改定の状況(行政職)

	月例給 改定額	特別給 増減月	年間給与の 増減額	備考
平成11年	964円	△0.30月	△100千円	
平成12年	449円	△0.20月	△72千円	
平成13年	改定なし	△0.05月	△19千円	
平成14年	△8,031円	△0.05月	△155千円	
平成15年	△4,512円	△0.25月	△172千円	
平成16年	改定なし	改定なし	—	
平成17年	△1,301円	0.05月	△2千円	
平成18年	改定なし	改定なし	—	
平成19年	601円	0.05月	29千円	
平成20年	689円	改定なし	12千円	
平成21年	改定なし	△0.35月	△133千円	別に給与減額措置あり
平成22年	638円	△0.20月	△64千円	〃
平成23年	改定なし	改定なし	—	〃
平成24年	改定なし	改定なし	—	〃

3 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況

勤務条件に関する措置要求制度は、公務員には労働協約締結権を含む団体交渉権や争議権が認められないなど、労働基本権が制限されていることの代償の一つとして認められたものであり、人事委員会は、職員から勤務条件に関し、適正な行政上の措置を求める要求があった場合に、必要な審査を行った上で判定を行い、事案の解決に当たるものです。

平成24年度においては、10件の新規事案があり、平成24年度末現在での未処理件数は10件です。

	23年度末現在 未処理件数	24年度 措置要求件数	24年度 処理件数	24年度末現在 未処理件数
給与				
旅費				
勤務時間		10		10
休暇				
執務環境				
厚生福利				
転任				
任用				
その他				
計		10		10

4 職員に対する不利益な処分についての不服申立ての状況

不利益処分に関する不服申立ては、任命権者によって懲戒処分その他の不利益処分を受けた職員から不服申立があった場合に、人事委員会が必要な調査・審査を行い、当該不利益処分が適法・妥当であれば、当該処分を承認し、違法・不当であれば、これを取り消し又は修正し、さらに必要があれば是正措置を指示する救済制度です。

平成24年度においては、3件の新規事案があり、平成24年度末現在での未処理件数は2件です。

		23年度末現在 未処理件数	24年度 不服申立て件数	24年度 処理件数	24年度末現在 未処理件数
分 限 処 分	降 給				
	降 任				
	休 職				
	分限免職				
懲 戒 処 分	戒 告				
	減 給				
	停 職		1		1
	懲戒免職	2	2	3	1
	転 任				
	その他				
	計	2	3	3	2